解散公告

当社は、平成二十四年十一月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月一日

福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧一二五八番地

上野建設株式会社

代表清算人　上野　靖一

解散公告

当社は、平成二十四年十二月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月一日

長崎市船大工町四番一一号

南部観光有限会社

清算人　土岐　泰雄

解散公告

当組合は、平成二十四年十一月三十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月一日

熊本県上益城郡益城町広崎一五九二番地二九

協同組合熊本インテリアパーク

清算人　神田　和平

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年十二月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月一日

茨城県北茨城市大津町一四〇番地

大津定置漁業生産組合

代表清算人　山形　義勝

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月一日

千葉市中央区中央港一丁目一三番一号

財団法人千葉県ガス石油会館

清算人　山川　宏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十二月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月一日

奈良県五條市中町三五番地の一

財団法人阪合部自治会

清算人　前川　芳史

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年一月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月一日

秋田県由利本荘市東鮎川字下山崎八番地

財団法人佐藤政吉顕彰会

代表清算人　佐藤　耕秀

解散公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十五年一月一日、厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月一日

東京都品川区東五反田二丁目一八番一号

日本クラウンコルク厚生年金基金

清算人　蓮沼　克人

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年十二月二十日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月一日

大阪府大阪狭山市狭山一丁目二三八四番地の一

大阪狭山市土地開発公社

代表清算人　宮崎　順介

解散公告（第三回）

当組合法人は、平成二十四年十二月三十一日をもって解散したので、当組合法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月一日

長野県下水内郡栄村大字堺六〇九二番地

農事組合法人小滝肉用牛生産組合

清算人　樋口　金也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月二十五日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月一日

京都市左京区北白川堂ノ前町一四番地の二

財団法人地下資源研究所

代表清算人　上治　啓作

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月一日

京都市中京区富小路通二条下る俵屋町一九九番地

財団法人願照寺護持会

代表清算人　市古　和弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月一日

大阪市中央区高麗橋三丁目三番七号

社団法人大阪府植物防疫協会

代表清算人　林　育彦

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十四年十一月三十日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月一日

島根県隠岐郡隠岐の島町原田四四〇番地一

社団法人原田愛郷社

代表清算人　齋藤　幸廣

公益信託熊日文化スポーツ基金第二十期決算公告

一、事業概要

熊本県民による文化、芸術、スポーツ等の各分野における活動の助成や人材の育成に対する助成。

助成金・奨励金　二二件　二八〇万円

二、財産目録　平成二十四年十月三十一日現在

資産合計　一一〇、八七九、七四二円

負債合計　〇円

正味信託財産　一一〇、八七九、七四二円

平成二十五年二月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託熊日文化スポーツ基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

第八十一回代議員会開催公告

平成二十五年三月十五日（金）、午後一時から新霞が関ビル「全社協・灘尾ホール」（東京都千代田区霞が関三丁目三番二号）において第八十一回代議員会を開催し、左記の事項を付議いたします。

平成二十五年二月一日

日本赤十字社

記

第一号議案　役員の選出について

第二号議案　平成二十五年度事業計画について

第三号議案　平成二十五年度収支予算について